

## 次期廃棄物処理施設整備計画の策定について

## 廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法基本方針に即して、5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの（廃棄物処理法第5条の3）。
- 現行の廃棄物処理施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）の計画期間が2022年度までであることから、2023年度からの5年間の計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画について、現在検討を進めているところ。
- 次期計画の策定に当たっては、2018年6月策定の循環基本計画の内容を踏まえつつ、現在見直し中の廃棄物処理法基本方針との整合を図る。

## 今後の策定スケジュール

- 2023年度前半に、パブリックコメントを経て閣議決定を想定。

# 次期廃棄物処理施設整備計画(案)の全体像

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素・資源循環  
の一体的推進

## 基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

## 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

## 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）：20%→28%  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物の排出量
  - ・プラスチックの資源回収量
  - ・廃プラスチックのリサイクルの促進によるCO2排出削減量
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数：2020年度の水準（22年分）を維持  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物最終処分場の残余容量
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20%→22%
- 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41%→46%  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物焼却施設の平均処理能力
  - ・一般廃棄物焼却施設におけるごみ処理量当たりの余熱利用量（発電利用を除く）
  - ・メタンガス化施設における年間処理量
  - ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入によるCO2排出削減量
- 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58%→72.5%  
(補助指標)
  - ・浄化槽台帳により維持管理情報（保守点検・清掃・法定検査）を把握している都道府県数
- 先進的省エネ型浄化槽導入基数：家庭用33万基→75万基、中・大型9千基→27千基  
(補助指標)
  - ・浄化槽の省エネルギー化によるCO2排出削減量

# 「1. 基本的理念」のポイント

(1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化

- 循環基本法の基本原則に則り、廃棄物の排出抑制を最優先に進め、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を行い、適正な循環的利用が行われないものについては適正な処分を確保する。
- 加えて、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築、再生材の供給等により、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。

(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

- 人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化に伴うごみ排出量や組成の変化への対応が求められ、さらに頻発する大規模災害への備えも必要。
- 中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することで、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- 適正処理を確保しつつ、人口減少を見据えて将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう、計画的かつ適切に進めていくことが重要である。

(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

- 廃棄物分野は熱回収やメタン発酵、資源循環の取組等により他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献することが可能。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、さらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術の導入により、脱炭素化の推進が期待される。
- 廃棄物エネルギーを利用した地域産業の振興、地域・社会の資源循環を支える基盤的施設としての展開、リユース拠点としての活用などを含め、地域に多面的な価値を創出する施設を整備していくことが重要であり、地域の総合計画等と連携して廃棄物処理システムを活用したまちづくりを目指し、立地選定も含めて戦略的に推進することが望ましい。

## 「2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施」のポイント(1/2)

### (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化

- 各素材の資源循環を強化することで、廃棄物分野からの素材・原料等の供給により、3R+ Renewableをはじめとする循環経済への移行にも寄与するとともに、ライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減にも貢献することが期待される。
- 必要に応じてデジタル技術も活用し、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化及び分散型の資源回収拠点の整備等により、3Rの推進と資源循環の強化に努める。

### (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

- 広域化・集約化に向けたより一層の取組が必要となっており、施設の大規模化が難しい地域においても、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められる。また、広域化・集約化に当たっては、資源回収機能や中継機能を有する施設の整備も含めた検討が必要となる。
- 長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備による建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要である。
- 改正浄化槽法に基づく措置等を進め、合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。浄化槽台帳による維持管理情報の把握、デジタル化等による効果的なデータ収集等により単独転換や浄化槽の管理向上を図る。

### (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進

- プラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制及び素材・原料への再生利用の推進、さらなるエネルギー回収効率の向上や施設の大規模化を進めることが重要であるほか、供給可能な蒸気条件に応じ、産業施設における大規模熱利用や農業、商業施設との連携、小規模の廃棄物処理施設における地域特性に応じたメタン発酵等の効果的なエネルギー回収技術の導入など、地域の特性に応じた取組を促進する必要がある。
- 将来的には、焼却処理とCCUS等の技術を組み合わせることや熱分解による原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等により、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待される。これについては、新たな技術の開発やそれらの普及も念頭に、今後の技術動向に柔軟に対応していくことが必要である。
- 家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化促進や再生可能エネルギー導入により浄化槽システム全体の脱炭素化を図る。

## 「2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施」のポイント(3/3)

### (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備

- 社会状況の変化や地域の課題に対応し、地域社会インフラとしての機能を一層高めることで、適正処理の確保を前提としつつ、循環計画で示された多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。
- 廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、資源循環に関わる民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、リユース拠点としての活用、環境教育・環境学習機会の提供等、地域の課題解決や地域活性化に貢献することが考えられる。
- 廃棄物系バイオマスについては、メタンガス化施設とごみ焼却施設とを併設したコンバインド(ハイブリッド)方式によるエネルギー回収・多段的な利用や、生ごみやし尿処理汚泥等とあわせたメタン発酵などにより、地域の実情に応じた効率的な利活用を進める。
- 廃棄物処理システムを活用したまちづくりを地域の総合計画や都市計画マスタープラン等と連携することや、産業誘致型の立地選定プロセスを採ることも考えられる。

### (5) 災害対策の強化

- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、災害の激甚化・頻発化等によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施し、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等も推進することで、災害発生からの早期復旧のための核として、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- 市町村においては、平時の備えとして、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に努めるとともに、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を含め、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。
- 浄化槽に関しては、災害時の避難所等におけるトイレ等の生活環境を整備するため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設において太陽光発電等による自立・分散型エネルギーの確保等を行いつつ、合併処理浄化槽の整備を進めることが必要である。

### (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保

- 施設の安全性等の情報のほか、災害時の対応や施設の多面的価値等についても住民や事業者に説明し、理解と協力を得るよう努める。また、資源回収の徹底に向け、幅広い国民の参画を得るために、周知や利便性の高い回収方法の提供を実施する。

### (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

- 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。